（２）サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

＊看護師等は、年金の管理、金銭の賃借等、金銭類の取り扱いはできません。

＊看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（炊事・掃除等）は行うことはできませんのでご了承ください。

＊看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

令和　　年　　月　　日

訪問看護の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

（事業者）

所 在 地　　大分県別府市南荘園町４番１８号

事業所名　　訪問看護ステーション偕楽園

管理者名　　南　美沙子　　印

私は、本書面により事業所から訪問看護についての重要事項の説明を受け、訪問看護の提供開始に同意いたしました。

（利用者）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（家族・代理人）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（続柄）